## 京都市告示第545号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第4条ただし書きの規定に基づき、臨時の開所時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年12月 9日

京都市長 松井 孝治

臨時に開所時間及び休所日を変更する日時

変更後	現行
令和6年12月29日(日)	令和6年12月29日(日)
午前9時から午後5時まで	休所日
令和6年12月30日(月)	令和6年12月30日(月)
午前9時から午後2時まで	休所日

(産業観光局農林振興室農林企画課)